

川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 4 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則

(川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和36年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則(令和7年川崎市規則第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「又は旧刑法」を「若しくは旧刑法」に、「者に対する」を「者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する」に、「みなす」を「、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。